

取扱注意

※第2回調査委員会で回収

令和元年度 第1回教科用図書調査委員会

日時 令和元年6月4日(火)
15:30～
会場 金沢市職員会館

金沢市教育委員会

種目名

NO.

令和元年度 第1回教科用図書調査委員会 次第

1 開会挨拶

2 調査委員委嘱

3 調査委員会について

- (1) 教科書採択に関わる情報公開
- (2) 調査委員会の役割

4 教科書採択制度及び採択事務について

- (1) 教科書採択の仕組み
- (2) 調査項目
- (3) 教科書採択に関する公正確保
- (4) 注意事項

5 調査委員打合せ

- (1) 調査研究の進め方
- (2) 打合せ
 - ① 自己紹介、代表者の選出と報告
 - ② 調査項目の確認（p. 12参照）
 - ③ 調査研究の進め方の検討
 - ④ 本日持ち帰るものと次回持ってくるものの確認

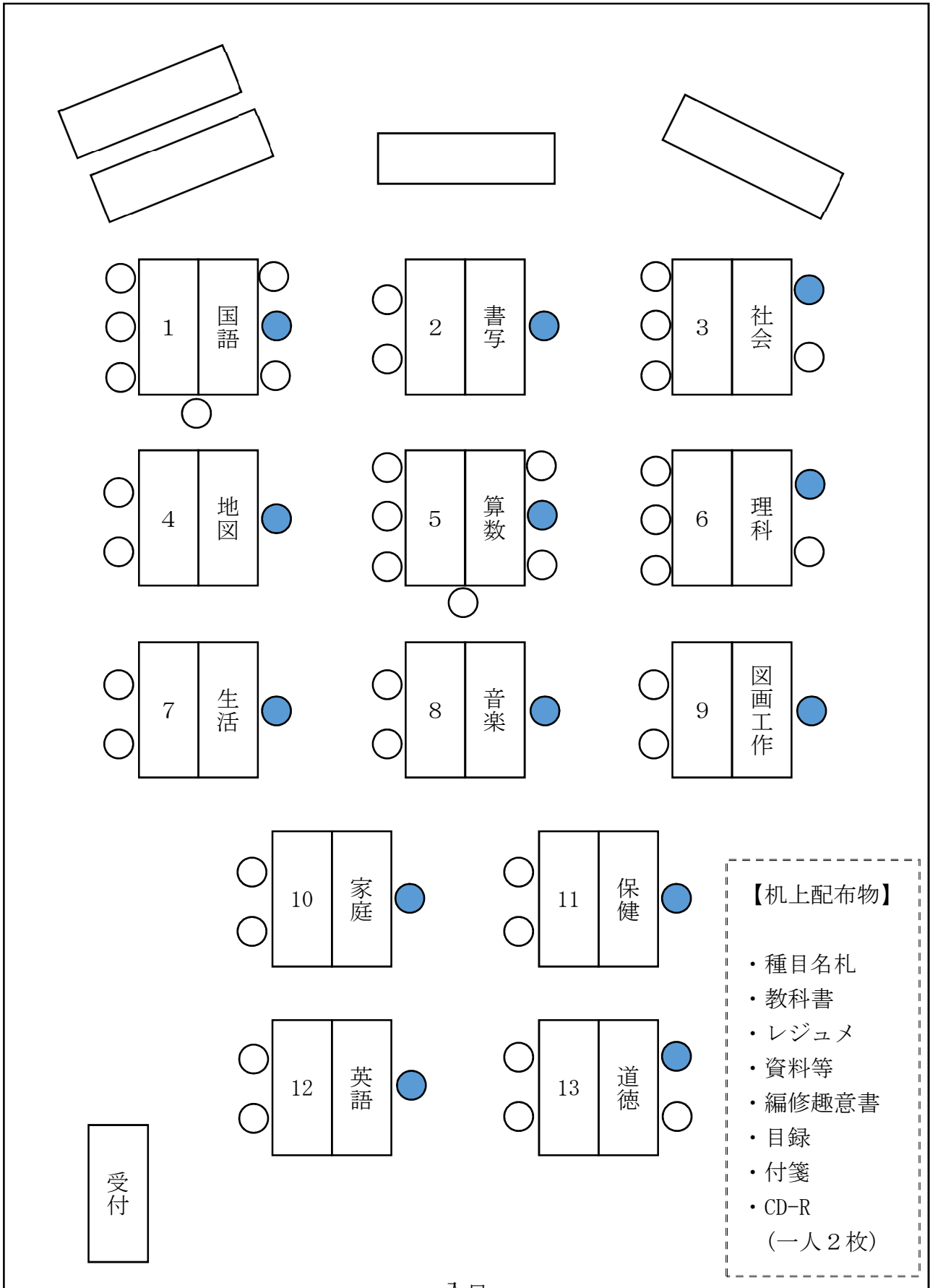
6 次回の日程の確認

- (1) 日 時 令和元年7月5日（金） 9：00～
- (2) 会 場 金沢市職員会館
- (3) 調査委員の持ち物
 - ①教科書見本本 ②教科書編修趣意書
 - ③調査研究報告書（記入したものを紙媒体で各種目の調査委員分）
 - ④調査研究の際、作成した資料 ⑤CD-R 2枚
 - ⑥本冊子
- (4) 教育委員会で準備するもの
 - ①昼食 ②パソコン1台 ③作業用USB

7 閉会挨拶

令和元年度 第1回教科用図書調査委員会 会場図

会場 金沢市職員会館 3階 大研修室



金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市PTA協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

6 委員長は、会務を統括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該教科用図書の種類

(2) 当該教科用図書を採択した理由

(3) 教科用図書の研究のために作成した資料

(4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

(5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

教科書採択の方法

1) 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。

2) 採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については無償措置法によって定められています（図3参照）。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。

- (1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出ます（①）。文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます（②）。教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、編修趣意書を、採択関係者に周知しています。（平成25年度までの編修趣意書に代えて、平成26年度からは新規に編集された教科書について検定申請時に各発行者から提出され、検定合格後の図書の内容と整合するよう更新されたものとなっています。）

- (2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・私立大学法人が設置する学校・私立学校等に送付します（③）。

- (3) 採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にあります。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴くこととなっています（④）。

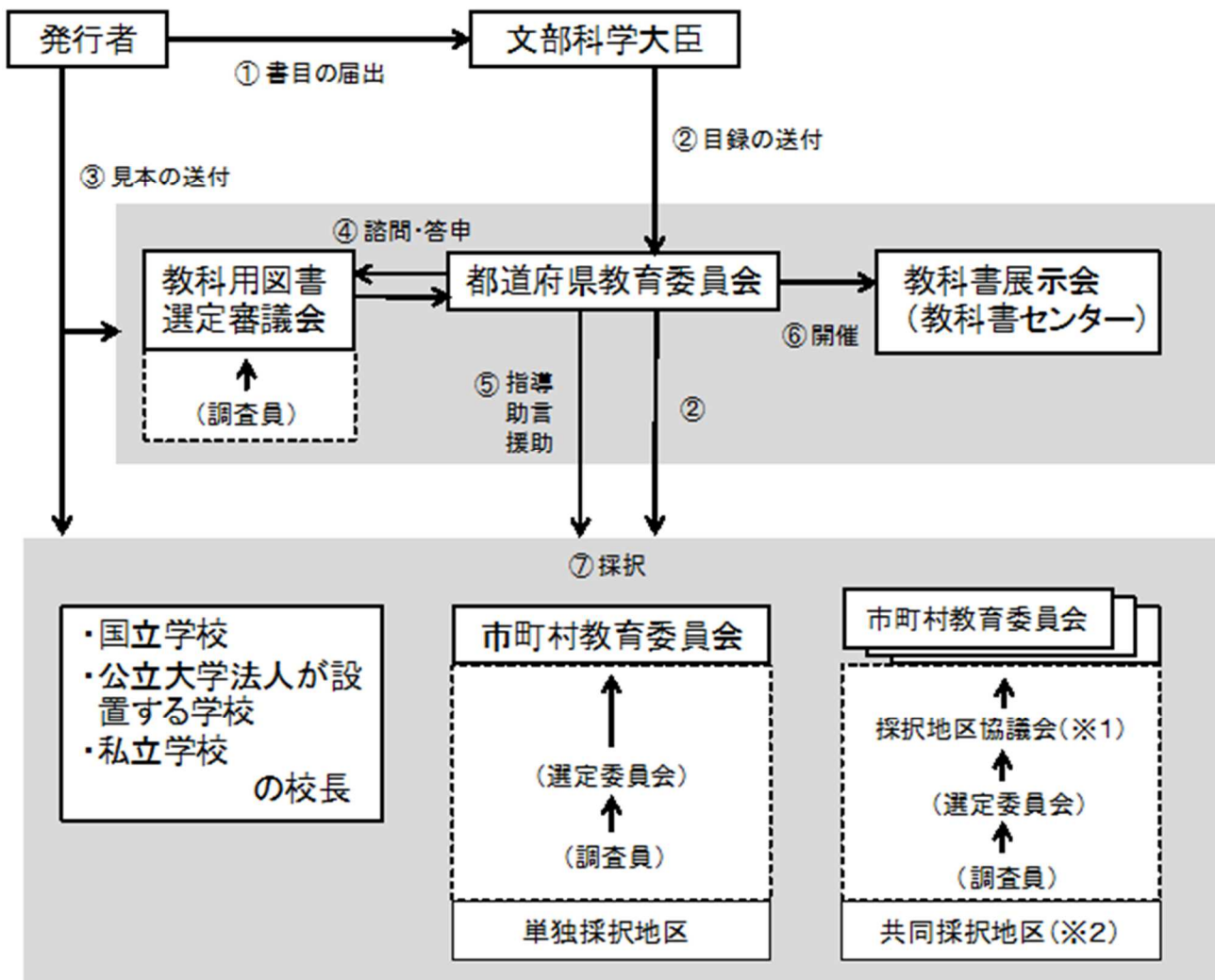
この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います（⑤）。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています（⑥）。この展示会は、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場（教科書センター）等で行われています。なお、教科書センターは昭和31年以来設置されているもので、平成30年4月現在全国に950か所あります。さらに、国民の教科書に対する高い関心に応えるため、近年では、公立図書館や学校図書館における教科書の整備も進められています。

- (4) 採択権者は、都道府県の選定資料を参考にすのほか、独自に調査・研究した上で一種目につき一種類の教科書を採択します（⑦）。

なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4年間同一の教科書を採択することとされています。

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- ・採択の権限

地教行法第21条第6号

発行法第7条第1項

- ・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

無償措置法第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条

無償措置法施行令第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条

発行法第4条、第5条、第6条

石川県における9つの採択地区について

加賀	小松	能美 川北	白山 野々市	金沢	河北	羽咋	七尾 鹿島	奥能登
----	----	----------	-----------	----	----	----	----------	-----

【平成31年度学校教育指導の重点 資料編（石川県教育委員会）より】

（根拠法令）義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律

（昭和38年12月制定）

（採択地区）

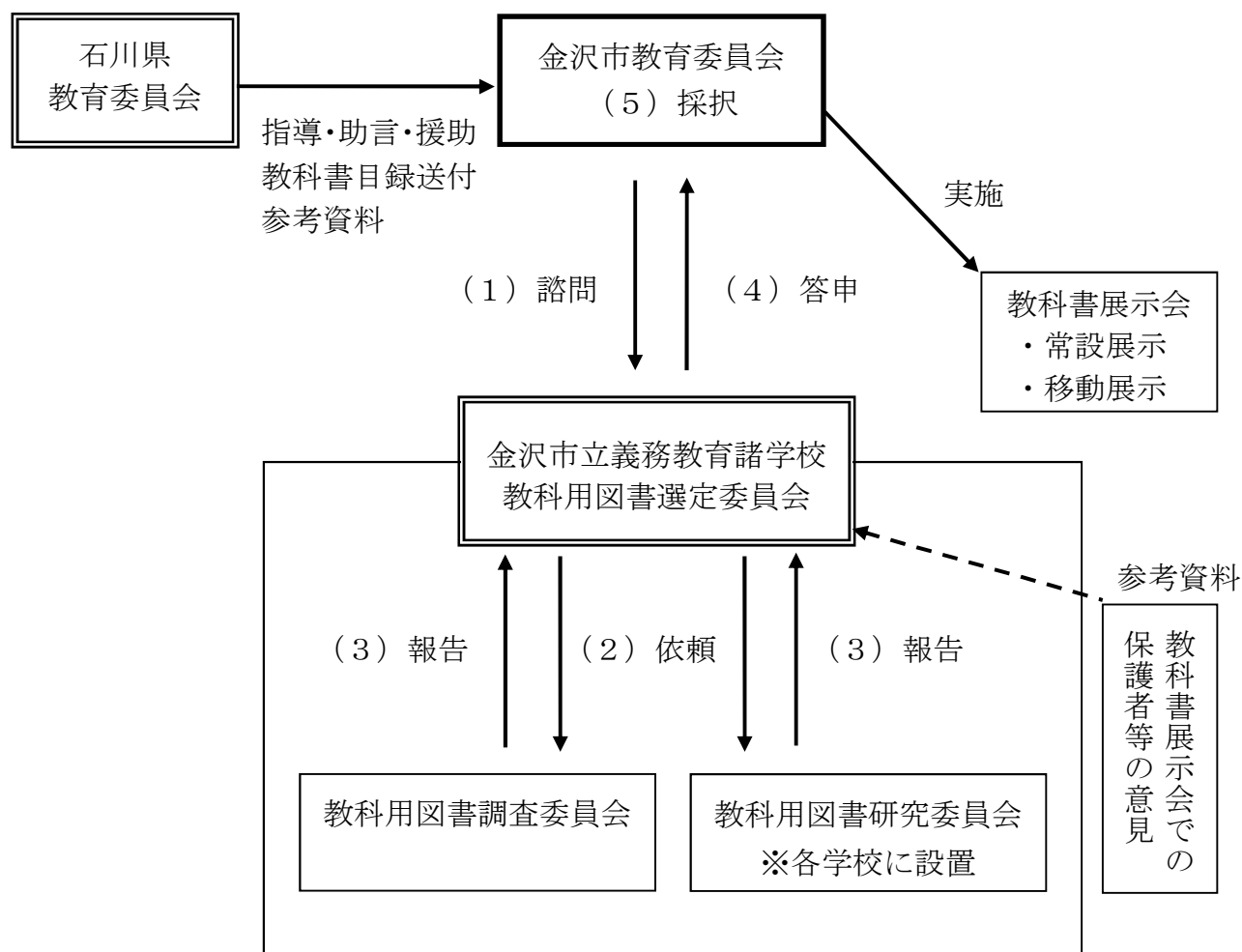
第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。

第13条 4 ……採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第15条 市町村の教育委員会は…義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

金沢市教育委員会の採択の仕組み



金沢市立小学校、中学校管理規則

第4章 教材の取扱い

第12条 (教科書)

教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書をいう。以下同じ。）は、委員会が採択したものを使用しなければならない。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

（金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置）

第3条

教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

令和元年度 教科書展示会開催要項

金沢市教育委員会

「2020年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（平成31年3月29日付30初教科第33号）に基づき、教科書展示会を開催する。

1 常設展示場

(1) 会場 金沢市教育プラザ富樫 2号館3階 ティーチャーサポ-トセンター ブース8
金沢市富樫3丁目10番1号 TEL 243-1054

(2) 期間 令和元年6月14日（金）から6月27日（木）まで
9時00分から21時00分まで
※土曜日、日曜日は、17時00分まで

(3) 展示教科書

[小学校用]

- | | | |
|----------|-----|-------|
| ・国語 | ・書写 | ・社会 |
| ・地図 | ・算数 | ・理科 |
| ・生活 | ・音楽 | ・図画工作 |
| ・家庭 | ・保健 | ・道徳 |
| ・外国語（英語） | | |

[中学校用]

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| ・国語 | ・書写 | ・社会（地理的分野） |
| ・社会（歴史的分野） | ・社会（公民的分野） | ・地図 |
| ・数学 | ・理科 | ・音楽（一般） |
| ・音楽（器楽合奏） | ・美術 | ・保健体育 |
| ・技術・家庭（技術分野） | ・技術・家庭（家庭分野） | ・道徳 |
| ・外国語（英語） | | |

2 移動展示場

(1) 会場 金沢市内各小学校
※（4）の移動日程に基づき、3日間ごとに移動展示する。

(2) 期間 令和元年6月12日（水）から6月27日（木）
9時30分から16時30分まで
※土曜日、日曜日は開催しない。

(3) 展示教科書

[小学校用]

- | | | | | |
|-----|-----|----------|-------|-----|
| ・国語 | ・書写 | ・社会 | ・地図 | ・算数 |
| ・理科 | ・生活 | ・音楽 | ・図画工作 | ・家庭 |
| ・保健 | ・道徳 | ・外国語（英語） | | |

(4) 移動日程 (囲み文字の学校が展示校。)

	1	2	3	4	5	6	7
6月12日(水) ～14日(金)	額 四十万	田上 医王山	緑 安原	中村町 泉	大徳 木曳野	千坂 大浦	森本 花園
6月17日(月) ～19日(水)	伏見台 扇台	犀川 湯涌	西南部 米丸	兼六 杜の里	長田町 西	金石町 大野町	不動寺 三谷
6月20日(木) ～24日(月)	富樫 泉野	南小立野	押野 三和	中央 芳齋分校	新神田 戸板	鞍月 栗崎	小坂 夕日寺
6月25日(火) ～27日(木)	長坂台 内川	十一屋	三馬 米泉	明成 浅野町	小立野 犀桜	諸江町 浅野川	馬場 森山町

(5) 移動展示の方法及び注意事項

- ① 小学校を7グループに分け、移動展示をする。
- ② 展示校では、職員の目が届き、施錠ができる部屋等に、教科書の設置場所(スペース)を設け、閲覧がしやすいように机・椅子等を置くとともに、毎日冊数を確認するなど管理を徹底する。
- ③ 展示校以外の学校においては、展示校や常設展示場を利用し、調査研究する。
- ④ 各グループの最初の展示校へは、学校指導課が教科書、閲覧者氏名記入用紙、保護者意見箱及び意見感想用紙を搬送する。
- ⑤ 閲覧者名簿は、職員室に置く。(閲覧者は職員室で記名後、閲覧する。)
- ⑥ 展示校は、次の展示校と連絡調整の上、教科書、意見箱等を搬送する。
次の展示校の校長又は教頭、主幹教諭、教務主任のいずれかが立ち会い、教科書の数等をチェック表で確認の上、展示の準備をする。チェック表は、次の展示校が学校指導課へFAXする。
- ⑦ 保護者用意見箱は、中の用紙を出さず、そのまま次の学校に渡す。
- ⑧ 閲覧者名簿は、各学校での展示終了後、担当あて【親展】とし、学校メールカードで提出する。
- ⑨ 最終の展示校は、展示期間終了後、学校指導課が回収するまで保管する。学校指導課は、教科書の数等を確認して受け取る。

(6) 保護者等への周知

各小学校においては、学校だより、学年だより、ホームページ等を通して、移動展示期間に閲覧可能である旨を保護者等に周知する。なお、閲覧希望の方への対応は、各会場校で行う。

3 法律に定められた教科書展示会について

(1) 展示期間 令和元年6月14日(金)から6月27日(木)まで

(2) 展示場所 金沢・富樫センター(金沢市教育プラザ富樫)

※ 法律で定められた教科書展示会を併せて開催する。

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針

令和2年度使用教科書（小学校用教科書）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。

教科用図書調査委員会の調査研究項目について
(小学校用教科書)

- (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- (3) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。
- (8) 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
- (9) 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について
(小学校用教科書)

- (1) 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- (4) 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。
- (5) その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）

教科用図書調査委員会 調査研究報告書 調査研究項目ごとの観点例

- ・ 金沢市の児童にとって、どの教科書がふさわしいかという視点に立って、調査研究項目に従い調査研究を実施すること。
- ・ 特徴・特記すべき事項を記入すること。
- ・ 文章は5行を基準とするとともに、文末の表現に留意すること。
- ・ 以下に示す観点に沿って、具体的に例を挙げるなどして記述すること。

1 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。

- ・ 単元ごとの目標（つきたい力）が明確であるか
- ・ 学習テーマが明確であるか
- ・ 身に付ける知識や技能等が明確であるか
- ・ 学習の手引きやヒントの内容が充実しているか
- ・ 繰り返し学習等の記述が充実しているか など

2 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。

- ・ 見通しを持って学習できる工夫があるか
- ・ 学習したことをふり返る学習活動ができる工夫があるか
- ・ 問題解決的な学習を実施できる工夫があるか
- ・ 活用する学習活動（観察・実験やレポートの作成等）ができる工夫があるか など

3 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。

- ・ 児童が興味・関心を持って取り組むことのできる題材や資料、問題であるか
- ・ 金沢と関連した教材があるか（金沢ゆかりの作家、金沢の産業、文化等） など

4 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。

- ・ 伝統と文化を尊重する態度を育むための内容や話題・題材があるか
- ・ 道徳心を育むための内容や話題・題材があるか など

5 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。

- ・ 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの今日的課題への対応が見られるか
- ・ 各教科や英語活動、特別活動、総合的な学習の時間との関連が明確であるか など

6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。

- ・教材や内容の学年相互の関連が図られているか
- ・教材や内容の構成・配列は適切であるか
- ・教材や内容の構成・配列が分かりやすく示されているか など

7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。

- ・地名や解答等の記述内容に間違いはないか
- ・表記や表現の仕方は分かりやすいか
- ・挿し絵、写真、図表等は効果的に取り扱われているか
- ・出典の記述は適切であるか
- ・文字や書体の大きさは適切であるか
- ・図版等の印刷の鮮明度、色彩などは適切であるか など

8 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。

- ・金沢ベーシックカリキュラムの重点的な内容との関連を図ることができる内容であるか
- ・金沢ベーシックカリキュラムの発展的な内容との関連を図ることができる内容であるか など

9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

- ・共通点や相違点、関連等を考えることができるよう工夫されているか。
- ・ペア・グループ活動等において言語活動の充実が図られるよう工夫されているか。
- ・思考を深めることができる発問や資料等が取り扱われているか。
- ・ノートやレポート等にまとめることができる工夫があるか。 など

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。				
2 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。				
3 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。				
4 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。				
5 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。				
6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。				
7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。				
8 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。				
9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。				

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。				
2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。				
3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。				
4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。				
5 その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）				

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。		教科において、知識や技能の習得に必要な言葉が「ことば」のコーナーや巻末の「さくいん」で示され、その定着が図られるよう配慮されている。		
2 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。				
3 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。				
4 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。	世界遺産や日本の優れた伝統や文化、保護・継承などに尽力した人を数多く取り上げ、内容や話題・題材・写真資料などの充実が図られている。			
5 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。				
6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。				
7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。				
8 金沢市の児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。				江戸時代の加賀藩の参勤交代について、見やすい絵巻物とともに、わかりやすい解説をつけて掲載し、児童が興味・関心を持って学習できるよう示されている。
9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。				

- ・全ての発行者の教科書について、全ての項目を調査研究する。
- ・文章は5行を基準とし、文末の表現に留意する。
 ※語尾の表現例
 きわめてよいもの・・・～よう工夫されている。～充実が図られている。
 かなりよいもの・・・～配慮されている。～図られている。
 おおむねよいもの・・・～よう示されている。～提示されている。～掲載されている。
 ※MS明朝、12ポイントで記入する。
- ・教科書の根拠となるページに付箋紙を付ける

1

5

6

7

9

- ・きわめてよいもの……………青色の付箋紙
- ・かなりよいもの……………黄色の付箋紙
- ・おおむねよいもの……………ピンクの付箋紙

(例)
 調査項目の1がきわめてよいとした場合は、青色の付箋紙に「1」と記入する。
 ※「1」は複数枚になる
 ※後で見やすいように、上から1, 2, 3…となるように付ける

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針

令和2年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達段階に適応していること。

教科用図書調査委員会の調査研究項目について
(小学校「特別の教科 道徳」)

- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達段階に適応していること。

各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について
(小学校「特別の教科 道徳」)

- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）

教科用図書調査委員会 調査研究報告書（「特別の教科 道徳」）

- ・金沢市の生徒にとって、どの教科書がふさわしいかという視点に立って、調査研究項目に従い調査研究を実施すること
- ・特徴・特記すべき事項を記入すること。
- ・文章は5行を基準とするとともに、文末の表現に留意すること
- ・以下に示す観点に沿って、具体的に例を挙げるなどして記述すること

【調査研究項目ごとの観点例】

1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。

- ・ねらい、教材や学習指導過程などに応じて、発問、話し合い、書く活動などがしやすい工夫がなされているか。
- ・教材や体験などから感じたこと、考えたことをまとめ、協働的に議論しやすい工夫がなされているか。
- ・道徳的諸価値に関わる様々な課題について議論を行い、自分との関わりで考察できるような工夫がなされているか。

など

2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。

- ・主題に対する児童の興味や関心を高める導入の工夫、他者の考えと比べ自分の考えを深める展開の工夫、主題を自分との関わりで捉え自己を見つめ直し、発展させていくことへの希望がもてるような終末の工夫などがなされているか。
- ・挨拶や丁寧な言葉遣い、手助けをするなどの親切に関する体験的な学習の充実が図りやすいか。
- ・役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れやすいか。

など

3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。

- ・児童自らが学びたいという課題意識や、学習の見通しなどをもちやすい工夫がなされているか。
- ・理解した道徳的価値から自分の生活を振り返り、自らの成長を実感したりできる工夫があるか。
- ・これからの課題や目標を見付けやすい工夫がなされているか。

など

4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。

- ・児童が将来の夢や目標をもったり、自分のよさに気付いたりするような教材が充実しているか。
- ・現代的な課題について、多様な題材の工夫がなされているか。
- ・児童が問題意識をもって、多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような教材が充実しているか。

など

5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。

- ・各教科等と道徳科の相互に関連を図った指導を進めることができるよう配慮されているか。

(例) 国語科における物語文の学習、社会科における郷土や地域の学習、体育科におけるチームワークを重視した学習、特別活動における集団形成の学習

など

6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。

- ・教材や内容の学年相互の関連が図られているか。
- ・教材や内容の構成・配列は、系統的・発展的に配列されているか。

など

7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

- ・挿絵、写真、図等は効果的に取り扱われているか。
- ・出典の記述は適切であるか。
- ・書体、文字の大きさ及び図版等の印刷は適切であるか。
- ・低・中・高学年の発達段階に考慮した表記や表現の仕方であるか。

など

教科用図書調査委員会 調査研究報告書 令和2年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。				
2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。				
3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。				
4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。				
5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。				
6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。				
7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。				

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()
1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。				
2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。				
3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。				
4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。				
5 その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）				

教科用図書調査委員会 調査研究報告書 令和2年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）

発行者名 調査研究項目	()	()	()	()					
1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。		教材末には、ねらいに即して考えるための発問例として「考えよう」「つなげよう」などが複数提示され、具体的な言語活動を促すよう示されている。							
2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての発行者の教科書について、全ての項目を調査研究する。 ・文章は5行を基準とし、文末の表現に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ※語尾の表現例 きわめてよいもの・・・～よう工夫されている。～充実が図られている。 かなりよいもの・・・～配慮されている。～図られている。 おおむねよいもの・・・～よう示されている。～提示されている。～掲載されている。 ※MS明朝、12ポイントで記入する。 ・教科書の根拠となるページに付箋紙を付ける <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・きわめてよいもの…………青色の付箋紙 ・かなりよいもの…………黄色の付箋紙 ・おおむねよいもの…………ピンクの付箋紙 <p>(例) 調査項目の1がきわめてよいとした場合は、青色の付箋紙に「1」と記入する。 ※「1」は複数枚になる ※後で見やすいように、上から1, 2, 3…となるように付ける</p> </div>				1	5	6	7	9
1									
5									
6									
7									
9									
3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。	自分の考えや感じたことを生活とつなげて自由に書くところが豊富にあり、「心のしおり」として、丁寧に自らを振り返られるよう配慮されている。								
4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。									
5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。									
6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。	今日的な課題に対応して「いじめ防止」「情報モラル」「安全教育」「ESD」に関する教材を複数時間扱いで系統的に学習できるよう工夫されている。								
7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。									

「教科書採択における公正確保の徹底について（通知）」より一部抜粋

※_____は、加筆

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、2019年度からは行われないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。

(3) 過大な宣伝活動等への対処について

- 文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。 具体的には、

- ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
- ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること
等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与、若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

採択事務についての注意事項

金沢市教育委員会

- 1 教科書発行者と不適切な接触を持たないこと。
- 2 調査委員会委員であることは、公正確保のため口外しないこと。
- 3 調査研究は自宅で行い、教科書、報告書用紙を学校へ持ち込まないこと。
- 4 車の中に教科書、報告書用紙を放置しないこと。
- 5 教科書、報告書用紙は袋などに入れて運ぶこと。
- 6 調査委員で教科書をやりとりする場合には直接手渡しすること。
- 7 本日は、子どもに関わる緊急の要件以外では学校へ戻らず、自宅に帰ること。

調査研究の進め方

1 調査委員による打合せ（6月4日）

(1) 自己紹介

(2) 代表者の選出

※代表者の役割

① 調査結果を報告書にまとめる

② 選定委員会において調査研究結果の報告をし、選定委員からの質疑に応答する

③ 採択にかかる教育委員会議において、必要に応じて質疑に応答する

(3) 調査研究項目の確認

(小学校用教科書…P 1 1～1 3、小学校「特別の教科 道徳」…P 1 9～2 1)

(4) 調査研究の進め方の検討…教科書見本本の分け方や回し方について相談、決定

付箋の貼り方、調査研究の進め方についての共通理解

(5) 本日持ち帰る物の確認…① 見本本（相談した分け方に基づく）

② 教科書編修趣意書

③ 調査研究報告書(A 3版)

④ CD-R 2枚

⑤ 資料等（本冊子）

⑥ 委嘱状

⑦ 付箋（青色、黄色、ピンク）

⑧ 「石川県教科用図書選定資料」

※「石川県教科用図書選定資料」は市教委に届き次第、配付する予定

(6) 第2回調査委員会の日時及び会場、持ち物確認

・ 日 時：7月5日（金）9：00～

・ 会 場：金沢市職員会館 3階 大研修室

・ 持ち物：① 教科書見本本

② 教科書編修趣意書

③ 調査研究報告書に記入したもの（紙媒体を各種目の調査委員分）

④ 調査研究の際、作成した資料

⑤ CD-R 2枚

⑥ 資料等（本冊子）

⑦ 「石川県教科用図書選定資料」

2 調査委員による調査研究（6月5日～7月4日）

(1) 誓約書及び公正確保の内容を遵守すること。

(2) 「教科用図書調査委員会 調査研究報告書」の調査研究項目に基づき、調査研究を行うこと。

(3) 学校等では調査研究せず、自宅で行うこと。

(4) パソコンにデータ保管する場合は、情報漏洩に十分注意し、調査研究がすみ次第、必ずデータを消去すること。

(5) コピーミスや不必要となった書類等は必ずシュレッダーで処分すること。

3 第2回調査委員会の内容

(1) 調査研究結果の交流

- 一人一人の調査研究の結果を交流し、「県選定資料」も参考にして調査項目ごとに特徴・特記すべき事項を一覧表に記載していく。

(2) 「調査研究報告書」の作成（「報告書 記入例」を参照）

- ① パソコンを使用して作成する。
- ② 調査項目それぞれに特徴・特記すべき事項を記入する。
- ③ 文章は、5行を基準とする。
- ④ 完成したら1部印刷し、担当指導主事へ渡す。
- ⑤ 評価した根拠を示すために、教科書に付箋紙を付ける。

(例) 付箋の使い方		2
		5
		6
		7
		9

・きわめてよいもの……………青色の付箋紙

・かなりよいもの……………黄色の付箋紙

・おおむねよいもの……………ピンクの付箋紙

※調査項目の(2)が「きわめてよい」場合は、該当ページに青色の付箋紙を付け、「(2)」と記入する。(複数枚となる)

※後で見やすいよう、上から(1)、(2)、(3)…となるように付ける。

(3) 報告書の完成後

- 後片付けをし、教科書や県選定資料等すべてのものを提出して帰宅する。